

令和2年4月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和2年4月総会

萩市農業委員会総会議事録

4月14日(火) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第26号 職員の任免について
議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第30号 農用地利用集積計画の決定について
議案第31号 事業計画変更承認について
議案第32号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第33号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について
議案第34号 現況確認書の交付について

○出席委員(18名)

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 品川民雄 | 2番 田村廣 |
| 3番 原田知美 | 欠番 |
| 5番 小野村壽美夫 | 6番 佐伯泰資 |
| 7番 烏田茂夫 | 8番 長富繁美 |
| 9番 原川久美子 | 10番 岡崎弘明 |
| 11番 松田由美子 | 12番 守永正範 |
| 13番 鈴川肇 | 14番 藤田芳昭 |
| 15番 中村博和 | 16番 矢次利典 |
| 17番 吉村剛 | 18番 尾木武夫 |
| 19番 片岡兼雄 | |

○議事録署名委員

- 6番 佐伯泰資 13番 鈴川肇

○議事

事務局長 只今から、令和2年4月萩市農業委員会総会を開催いたします。農

業委員会委員18名中、18名全員の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、6番 佐伯委員、13番 鈴川委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第26号「職員の任免について」を議題に供します。事務局職員の人事異動に伴う案件です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第26号の説明

議 長 以上の説明のとおり、4月1日付けでの人事異動であります。萩市農業委員会の承認が必要でありますので、お諮りいたします。

議案第26号「職員の任免について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員が挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第26号は原案のとおり決定いたしました。それでは、承認を頂きましたので、事務局職員のあいさつをお願いします。

事 務 局 新事務局職員あいさつ

議 長 議案第27号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案27号第1項について説明いたします。議案は、4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記、現況ともに田、面積1,187㎡外1筆、田の面積が2,792㎡です。譲受人は、●●●の●●●さんで耕作面積は27,761㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲受人の●●●さんと、譲渡人の●●●さんは親子関係で、後継者に生前贈与を行うため、双方連名により本申請に至ったものです。譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、田が約2町6反、畑が約2反のあわせて約2町8反の農業経営に従事されています。

取得後の農作業従事日数はご本人さん300日、奥さん300日、雇用者が300日となっています。

次に場所ですが、現地については、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。申請地は、●●●から南へ約1.5kmの地点にあり、●●●さんのお宅から数メートルの着色した個所となります。●●●、●●●の付近となります。

営農計画ですが、取得後は主にイチゴを栽培されます。農機具については、耕運機2台、動噴機2台、トラクター1台を保有されています。農作物については、JA、スーパー等に出荷されます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第10番 この件につきましては、4月3日、●●●推進委員さん、事務局と私の4名で現地を確認致しました。内容につきましては事務局から説明があったとおりでございます。父親の●●●さんは元農業委員をされておりましたが、そのお父さんから息子さんへ経営移譲での移転でございます。青年等就農給付金の誓約書を交わされてお

りまして、その期限がまいったので移譲となっております。

息子さんの●●●さんはイチゴハウスを栽培されており、丁度今、イチゴがさかりでございます。移譲された今回の面積、全面ハウスがあって、その中はイチゴが赤く熟れておりました。その他、●●●地区の荒廃農地等を積極的に受けられて耕作されるということで、この●●●地域としても、萩市全体からみても立派な農業後継者でございます。適正な譲渡しと思っておりますのでご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは第2項について説明いたします。議案は、4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記、現況ともに田、面積1,549㎡外1筆、田の面積が3,875㎡、畑の面積が900㎡です。

譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は17,383㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、県外に居住されており、遠距離のため維持管理が困難なことから、売却を希望しており、譲受人の●●●さんは規模拡大の意向があることから、譲渡人の申し出により合意に至り、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で、田が約1町6反、畑が約1反のあわせて約1町7反の農業経営に従事されています。

取得後の農作業従事日数はご本人さん150日、奥さん90日、

お父さん150日、お母さん90日となっています。

次に場所ですが、現地については4月2日、●●●地区担当の●●●委員さん、事務局で確認しました。申請地は、●●●から南東へ約1.1kmの地点にあり、●●●さんのお宅から約50mの着色した個所となります。

●●●から海側へ下る県道の途中、●●●近くでございます。

営農計画ですが、取得後は水稻、野菜を栽培されます。農機具については、草刈機2台、トラクター1台、2tトラック1台、田植機、コンバイン、乾燥機、米調整機械器具一式、冷蔵庫4台を保有されています。農作物については、JA、スーパー、直売所等に出荷されます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第17番 4月2日、今言われたように現地確認に行っていました。●●●●●さんについては、県外居住されており、田んぼは全く作っておられなくて、田んぼ2枚については今までは●●●●●が作っておりました。畑についてもしばらく荒地でしたけれども、この前行ったときには耕してありました。●●●●●さんについては農作物を自己販売していきたいということで、しいたけ、玉ねぎ等で頑張っておられますので、この件については良い人に受けてもらったと思っております。審議をよろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは第3項について説明いたします。議案は、4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記、現況ともに畑、面積421㎡外14筆、田の面積が9,199㎡、畑の面積が2,698㎡です。

譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は3,075㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲受人の●●●さんと、譲渡人の●●●さんは親子関係で、後継者に生前贈与を行うため、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で、畑が約3反の農業経営に従事されています。

取得後の農作業従事日数はご本人さん150日、お父さん150日、お母さん150日となっています。

次に場所ですが、現地については4月6日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。申請地は、●●●から、東へ約2.7kmの地点にあり、●●●さんのお宅から約200mの着色した個所となります。●●●から●●●へ向かう県道から約1km入ったところ、●●●になります。

営農計画ですが、取得後は野菜を栽培されます。農機具については、耕運機1台、動噴機1台、トラクター1台、トップカー1台、軽トラック1台を保有されています。

申請地のうち、田については、●●●さんも構成員となっておられる、●●●が引き続き耕作を行います。農作物については、JA等に出荷されます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 1 番 この件につきましては、4月6日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局2名、行政書士の●●●さん、●●●の●●●さんと計8名で現地調査を行いました。内容については事務局より説明があったとおりです。特に補足することはないのですが、田んぼに関しては●●●で作られます。●●●さんについては、●●●のほうへ通いということで、会社員をされていますけど、農業に関しましても休みの日には手伝い等されていますので問題ないと思うのでご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 それではこれより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次の第4項は、●●●委員さんのご親族に関する案件となります。●●●委員さんにつきましては、「議事規則第11条」の規程により、議事に参与することができません。一度退席をお願いします。

(●●●委員さん退席)

議 長 第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項について説明します。議案は、5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記、現況ともに田、面積220㎡です。

譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は50,345㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●

さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、県外に居住されており、遠距離のため維持管理が困難なこと、譲受人の●●●さんは規模拡大の意向があることから、合意に至り、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、田が約4町9反、畑が約1反のあわせて約5町の農業経営に従事されています。

取得後の農作業従事日数は、ご本人さん150日、旦那さん20日、お父さん300日、お母さん200日となっています。

次に場所ですが、現地については、●●●地区担当の●●●委員さん、事務局で確認しました。申請地は、●●●から、北西へ約3kmの地点にあり、●●●さんのお宅から約800mの着色した個所となります。

●●●の近くで、●●●の近くです。

営農計画ですが、取得後は水稻、野菜を栽培されます。農機具については、トラクター1台、草刈機2台、トラック1台、田植機、コンバイン、乾燥機、米調整機械器具一式を保有されています。農作物については、JAに出荷されます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第14番 現地につきましては、今事務局より説明があったとおりで、先月も出た隣の田があったと思いますけど、荒地だったところを開墾して、畑にしてその上に水が通っていて、その水を利用して下の方に流していくということで、その辺りの荒地一帯を所有して下の方の水位を確保するための重要なところ。これは●●●さんの娘さんが取得ですが、お父さんがやり手で、野菜で稼いでおられますので、何も心配ございません。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 何も心配いらぬという事ではありますが、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第28号第1項についてご説明します。議案は7ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

4月3日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西へ700m、●●●農業振興地域整備計画に定める農用地区域内農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積3,350㎡のうち533.96㎡、申請人は●●●、●●●さんです。

転用目的ですが、牛舎1棟と進入路を新設するものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、申請地は周囲を公道に囲まれています。また、牛舎を建てる場所と公道を挟んで隣接している農地所有から、隣接農地承諾書が提出されており問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、このように牛舎を建設します。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で申請地東側の水路へ流入させ、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、牛舎部分・進入路部分ともに、表土をはぎ、山ずりを入れて整地します。土砂の流出はなく適当です。以上、ご

審議の程、よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願ひします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願ひします。

第 2 番 4月3日、事務局と●●●推進委員さんと現地確認いたしました。申請者の●●●さんは、この度定年退職を機に、現在畜産をされておられますが、増棟を計画されました。

現在の畜舎がいわゆる昔の牛小屋のような現状ですので、これを機会に新しく牛舎を新築される計画を立てられたものです。さきほどの説明でもありましたが細長いところが進入路で、真っ白いところが建物です。ここは育苗用のハウスとして使われておりました。

この予定地は休耕地のような状態でしたので、土地有効利用上のことから大変結構なことだと思っております。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。それでは第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願ひします。

事務局 議案第29号第1項についてご説明します。議案は9ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

4月3日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東へ190m、過去に公共投資の対象となっていない小団地の第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積288㎡外1筆、合計で1,755㎡です。転用者は、●●●の代表役員●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、●●●さんが申請地を買い受け、参拝者用の駐車場50台分を整備するもので適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、東側・西側・南側は道路、北側に農地がありますが隣接農地承諾書が添付されており問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地にこのように50台分の駐車場を設けます。

用排水計画ですが、雨水は、自然流下で水路へ流入させ、汚水は、発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、60cmの盛土を行い整地します。隣接地との境界には、方塊ブロックを設置するため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。大井地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 6 番 この件につきましては、事務局から説明がありましたように、4月3日午後、現地において事務局長と職員、それに●●●地区の関係者2名で現地確認を行っております。現場は今、説明がありましたように●●●の南側、●●●のすぐ北側で両側には私道があります。このお寺は●●●に1箇所しかない●●●のお寺で、檀家が150くらいある大きなお寺です。そういうことで寺自体に広い駐車スペースが全く無いのでこういうことになったと思いますが、この

田んぼ自体についてもあまり上手に稲を作られるような状態のものではありませんでしたから、適当なものではないかと思っております。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議 長 はい。それでは質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。それでは第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたのでご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、萩市では、通常4月1日と12月1日の年2回、利用集積計画を上程しております。今回の利用権の設定につきましては、急遽新しい借り手が決まったもの、申出書の提出が4月公告に間に合わなかったものを上程いたしております。公告は5月1日付となります。

それでは別冊の利用権設定状況（令和2年5月1日）の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっております。一番下の合計の数字を読み上げていきます。

5月1日に設定されるものは、新規が件数12件、筆数20筆、田が21, 393㎡、畑が3, 585㎡で、面積の合計は24, 978㎡です。

更新が件数14件、筆数38筆、田が65, 210㎡面、面積の

合計は65, 210㎡です。新規と更新を合わせた面積が、90, 188となります。利用権設定の内容につきましては、3ページ以降に記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。

続きまして、農地中間管理事業による利用権設定状況（令和2年5月1日現在）の資料をご覧ください。以下、一番下の合計の欄を読みあげていきます。

左から、件数が2件、筆数12筆、田の面積が22, 064㎡となっております。

この農地中間管理事業は、都道府県ごとに設置される農地中間管理機構が農地を借り受け、借受農家に農地中間管理機構が決定した「農用地利用配分計画」を県知事が公告することによって貸借関係が発生します。

3ページ以降に、内容が記載されております。右端の備考のところに受けての名前を記載しております。今回は、1つの法人が受けてとなっております。以上、ご審議のほどよろしく願いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議長 議案第31号「事業計画変更の承認について」を議題に供します。第1項から第3項まで一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第31号「事業計画変更の承認について」を説明いたします。議案は12ページです。

このたびの計画変更は、令和2年1月28日付けで農地法第5条許可を行った、●●●及び●●●地区での営農型太陽光発電設備の

設置に係るものです。

第1項から第3項まで、転用者は●●●の●●●で、変更の内容は議案書記載のとおり、1項及び3項についてはパネルの枚数及び転用面積の変更、2項については転用面積のみの変更となっております。転用面積が減少したことから、許可の一部取消しと、事業計画変更について承認を行いましたので報告いたします。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第31号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議 長 議案第32号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。第1項から第3項まで一括して説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第32号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。議案は14ページです。

第1項、●●●、地番●●●、地目、登記・現況とも田、面積1,549㎡、外1筆、合計3,875㎡、賃借人は、●●●の●●●さん、賃貸人は、●●●で、中間管理事業によるものです。権利の種類は合意解約で、解約後は3条により別の耕作者が取得されます。

第2項、●●●、地番●●●、地目、登記・現況とも田、面積1,176㎡外1筆、合計2,567㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は●●●さんが自作されます。

第3項から15項までは、●●●が、解散に向けた、借入地の整理をおこなうものです。

第3項、●●●、地番●●●、地目、登記・現況とも田、面積1,787㎡、外5筆、合計12,225㎡、賃貸人は、●●●で、中間管理事業によるものです。権利の種類は合意解約です。以下3項から15項まで、合計1,660,005㎡が、合意解約となります。解約後は所有者が、自作、自己管理をされる予定です。

15ページになりますが、第16項、●●●、地番●●●、地目、

登記・現況とも畑、面積4, 446㎡、賃借人は、●●●の●●●さん、賃貸人は、●●●で、中間管理事業によるものです。権利の種類は合意解約で、解約後は別の方が、中間管理事業により耕作されます。

第17項、●●●、地番●●●、地目、登記・現況とも田、面積479㎡、賃借人は●●●の●●●さん、賃貸人は、●●●で、中間管理事業によるものです。権利の種類は合意解約で、解約後は3条により別の耕作者が取得されます。

第18項、●●●、地番●●●、地目、登記・現況とも田、面積2,063㎡外2筆、合計7,332㎡、賃借人は●●●の●●●さん、賃貸人は、●●●で、中間管理事業によるものです。権利の種類は合意解約で、解約後は3条により別の耕作者が取得されます。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 ●●●というのは法人ですか。

事 務 局 はい。●●●です。一応4月からは耕作地を手離して、夏までには解散の意向と聞いております。

議 長 解散ですか。中に自作というのが結構ありますが、これは元の構成員ですか。

事 務 局 はい。構成員の地主さんに戻すということです。中には貸し借りされていた方がいるかと思いますが、その方は一応自己管理ということで聞いております。

議 長 今、高齢化が進んで、こういった法人が解散するといった状況が実はあります。法人の場合には、一度に動く16haという大きな穴が開いてしまうということですが、これを次に預かるような法人が近年おるかといえば、ほとんどおらない。もう一つ悪いのが、個々で法人に預けておられた皆さんが新たに耕作をしようという時に、農機具が無い、もう出来ませんということで、耕作が出来ないような状況、田畑が守られないような状況が起こってきつつあります。我々とすればなんとかそれを守らなければならないところですが、非常に厳しい、難しい状況が重なっております。このほか、みなさんのところでも身近に発生する恐れもあります。どうか注視してなんとか守るといふ方向で推進委員さんを含めてやっていっていただ

けたらと思います。

議長　　そういうことですが、他に発言はございませんか。特に発言がないようですので、以上で議案第32号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議長　　議案第33号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局　　議案第33号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について」を説明いたします。議案は22ページです。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市農政課から農用地区域からの除外について意見書交付の依頼があったものです。

第1項、●●●、登記・現況地目は田、面積863㎡、所有者は●●●の●●●さんで、ご本人が農家住宅及び農業用倉庫を建設するため農地転用されるものです。

当該地につきましては、農業振興区域内の農用地区域内農地ですが、南側の県道と北側の宅地に挟まれた農地で、東側と西側に農地がありますが進入路も確保されており、農用地区域から除外しても農業振興上の支障は少ないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。以上、報告いたします。

議長　　説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長　　特に発言がないようですので、以上で議案第33号の報告は終わります。

(報告事案-4)

議長　　議案第34号「現況確認書の交付について」を議題に供します。第1項から第3項まで一括して、説明をお願いします。

事務局　　それでは、案第34号「農業現況確認書の交付について」を説明いたします。議案は24ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

まず、第1項申請地は、●●●から西へ780mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積138㎡外1筆、合計で306㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。所有者●●●さんの相続人代表になります。

申立てによると、申請地を昭和26年ごろに取得した後、住宅及び倉庫を建築し、現在に至っています。本調査によると、申立てどおり木造瓦葺2階建ての住宅と、木造スレート葺平屋建ての倉庫2棟が建っており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて、第2項申請地は、●●●から東へ1.2kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積1,380㎡外2筆、合計で4,249㎡です。申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は約30年前から耕作しておらず竹や雑木が生え、現在に至っています。本調査によると、申立てどおり申請地には竹や雑木が生え山林化しており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

最後に、第3項申請地は、●●●から東へ3.5kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積202㎡外1筆、合計で402㎡です。議案第27号第3項の農地の付近になります。申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地には昭和55年に墓を建立し現在に至っています。本調査によると、申立てどおりに墓が建立され、墓地として利用されており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第34号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了
いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。
午前10時18分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和2年4月14日

萩市農業委員会会長 片岡 兼雄

委員 佐伯 泰寛

委員 鈴川 肇